

長崎県病院企業団監査委員公表

平成 28 年 12 月 5 日付け平成 28 年度実施長崎県病院企業団病院事業会計
定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自
治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199
条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

長崎県病院企業団監査委員	葺	本	昭	晴
同	今	村	嘉	昭

平成30年5月25日

長崎県病院企業団

監査委員 葺 本 昭 晴 様

監査委員 今 村 嘉 昭 様

長崎県病院企業団

企業長 米倉 正大

印

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年12月7日付け平成29年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 意見に対する措置状況

（1）意見

① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島における医師や看護師等の確保が困難であることや患者数の減少など、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれている。

このような中、国は社会保障制度改革において、社会保障の充実・安定化に向けて国民医療費の抑制や医療・介護提供体制の適正化政策を順次進めており、医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。

当企業団の経営状況は、企業団設立以降の共同事業等の取り組みに加え、公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定、また、平成26年度には会計基準の見直しの影響もあり、5カ年度連続して経常収支での黒字を確保していたが、平成27年度において、著しい患者数減により、入院・外来収益が大きく減少し、企業団設立以来の経常収支赤字となり、平成28年度においては、入院患者数の持ち直しや1人1日当たりの診療単価の増により、医業収益は増収となったものの、医業費用において、対馬病院開院に伴う減価償却費の増などにより、医業収益の増を上回る医業費用の増があり、経常収支赤字がさらに拡大している。また、平成27年度、平成

28年度、2年連続して純損失を計上したことにより、平成28年度末未処分利益剰余金が4,422,060千円となり、ピーク時の平成26年度末未処分利益剰余金8,682,894千円から2力年で半減しており、病院の経営状況は一段と厳しいものとなっている。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るためには、医療環境の変化に的確に対応するとともに、平成28年度に策定した「長崎県病院企業団第2次中期経営計画（平成29年度～平成32年度）」達成に向け、地域に必要な病床機能の検討や病病・病診連携、医療・介護連携の強化など、将来を見据えた効率的で質の高い医療提供体制の構築と経営基盤の確立を図る必要がある。

また、患者数の減少傾向に歯止めをかけるためには、地域住民に信頼される病院となるよう、スローガンに掲げている“郷診郷創”「地域での受診が、地域を創る」の取り組みを行政と一体となって、より一層進めていく必要がある。

② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について

離島地域の病院並びに附属診療所は、高齢者の病気の早期発見や穏やかに自立した老後生活の維持に寄与する高齢者の特定健診を行政と協働して強力に推進すべきである。

特定健診の継続した実施により、地域に信頼される医療機関となり、患者ニーズの把握や島外受診の実態把握もより正確になり、郷診郷創の第一歩となっていくものと考えられる。

③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額121,024千円で、前年度末に比し10,975千円減少（対前年度比8.3%減）している。

未収金回収では、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあるが、その取り組みには、まだ温度差がある。

依然として多額の未収金を抱えていることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に力点を置いて、回収に有効な訪問徴収の計画的な取り組みを徹底して行うなど、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。特に休日、夜間の時間外診療においては、診療報酬を計算する事務職員が不在であるため、新たな未収金の発生とならないよう、一定金額を受診の際に預かる「医療費預かり金制度」の徹底を図る必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取り組みを強化する必要がある。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成27年6月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアで、平成29年央に70%以上にするとともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上にする普及目標を示している。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、平成28年度は企業長の職務目標として60%以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組んだが、平成28年度末の実績は数量ベースで59.2%（前年度数量ベース47.5%）となり目標を達成できなかった。

離島地域においては、安定供給の問題もあると考えるが、まだ、採用率が低調な病院もあることから、国の方針も踏まえ、各病院の「使用促進計画」の作成と、その達成に向けて、なお一層の取り組み強化を図る必要がある。

⑤ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品購入等の共同事業の取り組みを進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、着実に効果が表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられる。

特に離島においては、地域性が顕著であることから、一部、地域内で共通する物品等の契約事務については共同処理が行われているが、さらに委託契約等についても検討するなど、地域内での病院間の連携を深め、基幹病院の役割強化を図りながら、より経済性が発揮されるよう努める必要がある。

また、事務的な誤りが、なかなか改善されない状況にある。適正な契約事務がなされるよう、具体的な処理方法を周知するとともに、マニュアルに沿った手続きの徹底やチェック体制の強化を図る必要がある。併せて、基幹病院が中心となり、契約事務の研修を行うなど、事務職員のスキルアップを図る必要がある。

（２）講じた措置

① 病院経営について

企業団病院が所在する離島や都市周辺部の自治体病院を取り巻く環境は、著しい人口減少、少子・高齢化の急速な進行、深刻化する医療従事者の不足など、厳しい状況が続いております。

特に、離島の人口減少は、企業団病院の運営にとっても重要な問題と認識しており、人口減少が患者数減少や病院で働く人材の不足として大きな影響を及ぼし始めております。

現在、国は社会保障制度改革において、2025年を見据えた、持続可能な地域医

療提供体制の構築を進めているところであります。

また、県においては、将来の地域において必要な医療提供体制の確保を図る目的で、平成28年11月に地域医療構想を策定したところです。

公立病院につきましても、急速な人口減少や少子高齢化が進行する中で、医療需要が大きく変化することが見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築が求められております。

企業団としても、地域に必要とされる医療を安定的かつ持続的に提供していくため、さらなる経営効率化や病床機能のあり方、病病・病診連携、医療・介護連携など、今後の経営方針となる「第2次中期経営計画」を平成28年度に策定し、計画達成に向け、基幹病院を中心に、医療環境の変化に適切に対応した地域医療提供体制の再構築と経営基盤の確立に取り組んでまいります。

また、郷診郷創「地域での受診が、地域を創る」をスローガンに、地域外へ流出している患者を呼び戻す取り組みとして、患者受療動向の分析や患者ニーズの把握を行い、その対策の実践や必要な情報発信など、行政と協働して、地域に信頼される病院づくりを進めてまいります。

② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について

65歳以上の高齢者の特定健診につきましては、地元市町が、国民健康保険加入者に対し受診を呼びかけておりますが、受診率が伸び悩んでいる状況にあります。

住民に対する受診呼びかけの強化を地元市町にお願いするとともに、企業団病院におきましても、病気や健康についての出前講座を通じて健診を呼びかける等、受診率の向上に努めてまいります。

また、受診者に対しては、受診内容の丁寧な説明や、受診後の細やかな声掛けを行うことで、信頼関係を構築してまいります。

なお、離島地域の病院並びに診療所の取り組みは別紙のとおりです。

③ 未収金対策について

未収金については、引き続き、新規発生防止に努め、定期的な訪問徴収を中心とした早期回収に取り組み、縮減を図ってまいります。

また、連帯保証人への督促についても、取り組みを強化するとともに、最終的な手段として、「支払督促制度」等の法的手続きについても取り組みを強化してまいります。

医療費預かり金制度については、全病院で導入しております。未収金の新規発生を抑制するためにも制度の徹底を図ってまいります。

なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進については、これまでも国、県の方針に沿って取り組んでいるところですが、毎年、企業長の職務目標として目標値を設定するとともに、企業団経営会議等においてもこれを議題として、さらなる使用を促しております。

また、「第2次中期経営計画」においても各病院の数値目標を盛り込むなど、国が示した新たな普及目標の達成に向けて、計画的に後発医薬品の使用促進を図ってまいります。

なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

⑤ 契約事務について

医薬品等の共同事業については、価格交渉の外部委託の実施や医療機器保守共同契約の拡大を進めており、引き続き、効果的手法などを検討するとともに、離島においては、基幹病院による契約事務のさらなる共同処理を進め、より経済性が発揮されるよう努めてまいります。

なお、契約事務を含む財務事務全般について、財務事務担当国会議や事務長会議などの機会を通して、適正な事務の執行がなされるよう、チェック体制の強化や具体的な処理方法の周知徹底を図ってまいります。

また、基幹病院における契約事務の研修については、平成29年12月8日に開催いたしました総務課長会議を通じ、実施を依頼しました。

2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院からの報告（別紙）のとおりです。

(別紙様式)

平成29年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について	
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時：高額療養費限度額制度の説明 ○退院時：①退院が決まった時点での概算額の事前連絡の徹底 ②退院当日には、医事及び病棟スタッフの双方で精算事務の完了を確認 ③退院当日に支払いができない場合は、誓約書の徴収を徹底 ○時間外受診（外来）：「時間外預り金制度」の継続実施
○回収対策	○現年度未収金：未納者に対し電話、文書による催促。 ○過年度未収金：未納者に対し電話、文書による催促。 ○時間外受診（預り金）：未精算の場合、預り金を診療費に充当。
○連帯保証人への督促状況	○納付義務者と音信不通である場合や、督促に対して納入がない場合は、連帯保証人に電話、文書による督促を行う。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払い能力がありながら納入がない等悪質性が判明した場合は検討する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○採用の可能性について検討を継続し、可能なものから順次導入していく。

平成29年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県島原病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について	—
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○入院時の対策強化。（支払に不安のある患者に対しては連携室MSWと共同し、公的支援も含めての相談対応。高額療養費限度額申請手続きの促進など。） ○退院時精算のための取組みの継続。（退院前日に概算額を提示し支払い予定の確認。退院当日領収証等を確認後に退院手続き等。） ○外来については、時間外預り金制度の継続。 ○土曜日会計窓口開設による利便性向上。（土日退院予定患者に対応）
○回収対策	○文書による督促の徹底。 ○昼夜の電話催告の実施、個別訪問の実施。 ○来院面談の実施。分納相談等による債権回収。 ○債権回収嘱託職員の配置。（H24年度から） ○土曜日に会計窓口を開設。
○連帯保証人への督促状況	○本人と接触できない場合や支払約束不履行の場合には連帯保証人に対して文書や電話で督促。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払能力があり、かつ、悪質な場合があれば検討したい。法的手続きの前段として、内容証明郵便での督促を実施検討する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○平成29年度は、後発医薬品の目標を「購入数量ベースで90%確保」とし取り組んだ結果、4～12月までの9か月間の数値は94.8%となっており目標を達成している。（参考：平成28年度は92.1%） ○内用薬・外用薬については、どの医薬品を後発薬に切り替えるかについて年2回開催の「後発医薬品推奨品目検討委員会」において島原薬剤師会と引き続き協議を継続していく。

(別紙様式)

平成29年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について	○今年度五島市と特定健診の件数増に向けた協議を2回行った。今年度は五島市から当院定期受診者の患者リストをもらい「みなし健診」の増に向けた取り組みを行っている。現在健診・ドック委員会等で特定健診の件数増に向けた取り組みの協議を行っており、今後の受け入れ体制構築に向けて検討中である。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○退院時料金精算確認済みカードの配布。 ○現物給付制度の説明及び利用促進。 ○退院時分納制度申請相談。 ○深夜時間帯外来受診分についての現金預かりの実施。
○回収対策	○督促書・催促書の発行。 ○納入通知書の送付。 ○電話連絡・自宅訪問。 ○来院時面談。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し履行確認協力書の発行。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○悪質な患者については今後法的手段も検討したい。 ○基本的には、これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討している。その結果、後発医薬品採用率は数量ベースで平成29年3月末の69.9%から平成29年10月末の75.4%に増加した。平成30年3月末には80%を達成見込みである。平成31年3月末は、85%以上を目指す。

(別紙様式)

平成29年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について	〇市との連絡を密に行い、連携を図る。
③ 未収金対策について	
〇発生防止対策	〇入院時の連帯保証人の設定。 〇土日における退院をなくし、前もって支払額を提示し、退院時に精算してもらえようにする。 〇外来時の時間外などは、保険証、住所、電話番号等の確認。
〇回収対策	〇文書通知や地域内での訪問に力を入れる。 〇本人、家族との話し合いを持つ。 〇誓約書の作成
〇連帯保証人への督促状況	〇連帯保証人に対し協力依頼を行っていく。
〇支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	〇地域、島内特有での顔見知りが多いということで、法的手続きは慎重に検討する。
④ 後発医薬品の使用促進について	〇院内で協議し、使用促進に努めていく。 〇院外薬局とも定期的な話し合いの場を設け、連携を図る。

(別紙様式)

平成29年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県富江病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について	○高齢者の特定健診については、患者の外来受診時に積極的に声掛けを行い推進した。 ○五島市が発行している「特定健康診査受診券」の富江地区分の情報を国保健康政策課から受け、当院における受診状況を国保健康政策課へ報告を行う。また、外来受診者で健診の未受診者に対し、積極的に声掛けを行う。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時は、連帯保証人をとっている。 ○時間外の時は、保険証・住所・電話等の確認を行っている。
○回収対策	○督促状を発行し、郵送している。また、銀行からも手数料なしで振込ができるように、納入通知書もあわせて送付している。 ○電話にて督促し、都合により来院できない場合は、地域内であれば訪問して回収するようにしている。 ○未収金がある患者及び家族の来院時には、会計時に呼び止め、入金の依頼を行う。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対する協力依頼を行っていきたい。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○悪質の場合があれば、最終的な手段として検討したい。
④ 後発医薬品の使用促進について	○電子カルテシステムを導入し、一般名処方での処方しやすいように、後発品・先発品・一般名での検索機能が向上する薬品マスタを構築した。

(別紙様式)

平成29年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について	各地域で開催される町主催の「健康道場」において、当院医師による講話を11月までに12回実施した。また、例年秋に開催される町主催の「健康まつり」と当院の「病院フェスタ」を同時開催しているが、内視鏡検査シミュレーションや血管年齢測定などの様々なコーナーを設置し、住民の健康に対する意識向上に努め健診受診率の向上を図った。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○退院時料金精算確認済みカードの配布。 ○現物給付制度の説明及び利用促進。 ○退院時分納制度申請相談。 ○深夜時間帯外来受診分についての現金預かりの実施。
○回収対策	○督促書・催促書の発行。 ○納入通知書の送付。 ○電話連絡・自宅訪問。 ○来院時面談。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し履行確認協力書の発行。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○悪質な患者については今後法的手段も検討したい。 ○基本的には、これまでどおり分納相談や戸別訪問等に対応する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討している。その結果、後発医薬品採用率は数量ベースで平成29年3月末の64.6%から平成29年10月末の77.0%に増加した。今後も引き続き使用促進に努め、80%以上を目指す。

(別紙様式)

平成29年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について	○毎年3月に町と協議し、受入枠の調整や受診率向上の意見交換を行っている。平成27年度から夜間健診の実施、平成29年度からはみなし健診を実施している。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○当日支払が困難な場合は支払日を約束してもらっている。また、預り金制度も導入している。
○回収対策	○未収金発生後は電話連絡をする。連絡が取れない場合は文書にて通知する。
○連帯保証人への督促状況	○現在は事例なし。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○従来どおり分納相談や戸別訪問等に対応する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○上五島病院薬事委員会にて採用薬等を選定している。引き続き使用促進を図っていく。

(別紙様式)

平成29年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について	○新上五島町と連携し、院内にポスター等を掲示して 住民に特定健診を周知させる。 通院患者にも、看護師から声掛けをして、年に一度がん検診とセットで勧めている。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○当所は、入院や時間外診療もないため、未収金発生の場合は、その場で当事者と相談し その日可能な金額のみ当日支払ってもらい、残額の支払日を約束してもらっている。
○回収対策	○未収金発生後は電話連絡をする。連絡が取れない場合は文書にて通知する。
○連帯保証人への督促状況	○現在、連帯保証人が必要となる事例は発生していない。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金は少額であり、これまでどおり分納相談や戸別訪問等に対応する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○当所は、上五島病院の附属診療所であるため、使用する薬品は、上五島病院薬事委員会にて採用薬等を決定している。今後も、引き続き使用促進を図っていく。

(別紙様式)

平成29年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について	○平成28年度特定健診1,301件(うち後期高齢者82件)。今後、対馬市と協議を重ね、さらなる推進を図りたい。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○未収金管理マニュアルを策定し、防止対策を実施。
○回収対策	○電話、文書による督促・催告並びに臨戸徴収。
○連帯保証人への督促状況	○文書による督促・催告書において連帯保証人へも通知を行っている。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金管理マニュアルに基づき、無資力者の選定を実施した後、支払督促を実施予定。
④ 後発医薬品の使用促進について	○平成29年3月末現在の採用医薬品数1,500品目。うち後発医薬品がある先発品数608品目。後発医薬品は、369品目。今後もさらなる使用促進を図りたい。

(別紙様式)

平成29年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

監査の結果（意見）		講じた措置等
② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について		○昨年度までは増加傾向であったが、今年度は現状維持であった。後期高齢者の健診は医療保険を使った定期受診が多く、保険（国負担）が健診（対馬市負担）になるため、対馬市の意向で後期高齢者よりそれ以外の健診に力を入れた。 （特定健診実施件数 H26年度178件、H27年度219件、H28年度276件、H29年度277年(H30.3.20現在)）
③ 未収金対策について		○時間外及び土曜・日曜・祝日について預り金制度を導入している。 ・保険証持参の場合：3,000円（ただし、高額な検査の場合は5,000円）、保険証なしの場合は10,000円 ○クレジット払いの導入（主に韓国からの旅行者が利用している。） ○時間外での島外住所患者は医事係に連絡し診療報酬計算を速やかにおこなうようにしている。
○回収対策		○電話及び文書での督促・催告通知。 ○毎月訪問徴収を実施。（発生日から2ヵ月をめに訪問をおこなうことにしている。） ○一括払いが無理な方については分割での支払いを早めに勧めている。
○連帯保証人への督促状況		○平成24年度からは連帯保証人への督促を必要とする事例がなく、現在のところ必要とする事例は発生していない。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等		○未収金の件数は少なくまだ小額なため、分納相談及び戸別訪問で対応する。
④ 後発医薬品の使用促進について		○採用率を上げるため、「医薬ミートイニング」でも引き続き議題として取り上げている。また、採用率の目標値を年度毎に設定して使用促進を図っていきたい。（H29.10月末現在採用率：約44.5%） 算出方法：後発品／後発品がある先発品＋後発品のみ

(別紙様式)

平成29年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県彦岐病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について	○地域の医療課題について、行政との協働の取り組みを進めているところであり、特定健診の受診率向上についても進めていきたい。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○各種制度により本人負担額を減らす相談を実施している。 ○預り金による新規発生の防止を図っている。 ○クレジットカード払いを実施している。
○回収対策	○電話連絡と文書での通知を行っている。 ○戸別訪問、分納相談を実施している。
○連帯保証人への督促状況	○本人に連絡がとれない場合は協力のお願いをしている。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○これまでどおり分納相談や戸別訪問等に対応するが、悪質な場合については法的手続きについても検討したい。
④ 後発医薬品の使用促進について	○28年度において目標の80%を達成しているが、平成30年4月からのDPC病院への移行も踏まえて、さらなる改善を進めたい。

(別紙様式)

平成29年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して減少している。 未収金の回収については、電話連絡、督促を定期的に実施されている が、今後とも新規発生を抑制し、未収金の回収に努めること。	1. 未収金について 新規発生抑制については、医事スタッフ、病棟スタッフ、未収金担当 等、病院全体で連携し、引き続き取り組みます。 また、滞納者に対しては、電話、文書による催告を実施しながら、未収 金の回収に引き続き努めます。

(別紙様式)

平成29年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県島原病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して増加している。電話連絡、督促、家庭訪問を定期的に実施されているが、今後とも新規発生を抑制し、未収金の回収に努めること。	1. 未収金について 未収金対策に基づき、引き続き、電話連絡、督促、家庭訪問を実施し、未収金の発生防止、早期回収に努めます。

平成29年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して増加している。時間外診療における医療費預かり金制度の徹底等、未収金の新規発生の抑制に努め、計画的な家庭訪問の実施により、未収金の回収に努めること。 2. 契約事務について 施行同、契約同について取扱者の押印漏れがあった。また、個人情報取扱う委託契約について、個人情報取扱特記事項が付属されていなかった。個人情報に関する誓約書（独自様式）が作成されていたが、罰則規程などが明記されておらず、内容として不十分である。その他、契約書の訂正を行う際の訂正方法が不適切である。 適正に処理すること。 3. 出納関係について 小切手本券に会計名「五島中央病院事業会計」の記載がなかった。また、小切手に記載された日付と実際の支出日が一致しないものがあった。 適正に処理すること。	1. 未収金について 計画的な家庭訪問の回数を月1回から月2回に増やしました。また、督促状の送付回数を増やすなど粘り強い督促も行っております。 今後とも、引き続き未収金回収の努力をしていきます。 新規に発生する未収金を極力抑えるために、現物給付制度の促進・分納制度の活用など、入院中から医療費の相談を行い、退院会計時には速やか に精算できるように努めます。 また、未収金が発生した場合には、速やかに督促・面談・電話・自宅訪問などを行い、早期回収に努めます。 2. 契約事務について 今回の補助監査で指摘された事項を事務職員に回覧し、契約事務については長崎県の「入札・契約事務マニュアル」に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。 今後、適正な事務処理に努めます。 3. 出納関係について 補助監査で指摘された翌日から小切手本券に会計名の記載をしております。 今後適正な事務処理に努めます。

平成29年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度と比較して、やや減少している。 今後とも、未収金の新規発生抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問の実施により、未収金の回収に努めること。 2. 契約事務について 債務負担行為が設定されていないものや設定金額が不足しているものがあった。また、予定価格調書について、封書がされておらず、金額が予定額を上回っているものが見受けられた。その他にも、落札通知から7日以内に契約締結をしていないものなどがあった。 適正に処理すること。 3. 出納関係について 小切手本券に会計名「奈留医療センター病院事業会計」の記載がなかった。 適正に処理すること。	1. 未収金について 文書通知や家庭訪問を行うことにより、未収金の回収に努めてまいります。 2. 契約関係について 債務負担行為の設定が必要な契約について、当初予算作成の際に再度確認を行った。今後についても適正に処理してまいります。 また、予定価格の設定や契約の期間について、契約事務マニュアルを再度確認し、適正な処理を行います。 3. 出納関係について 小切手作成の際に記載するようにしている。今後についても、不備がないよう適正な処理を行います。

平成29年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県富江病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較してやや増加している。今後とも、未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど未収金の回収に努めること。 2. 支出事務について 業者から受領した請求書について、請求書の日付と受付日、履行確認の日付に不整合があった。また、契約書上で翌月請求と明記されているものについて、当月半ばに請求されているものがあった。その他、昨年に引き続き請求書と伝票との間に税額の不整合が見られた。適正に処理すること。 3. 医薬品について 薬価改定時に商品評価損を計上する品目がないか確認が行われていなかった。適正に処理すること。 4. 契約事務について 施行同がないもの、施行同に予算額の記入がないものなどがあった。予定価格調書については、予定価格と見積比較価格を記載する欄が設けられていたが、片方しか記載されていないものがあった。また、随意契約において、根拠条文の誤り、1者の随意契約でその理由を明確にしていないものも見受けられた。その他、見積執行通知書が作成されていないもの、徴取した見積書の日付が不適切なもの、契約同に記載されていた金額と契約金額の不一致など、誤りが散見された。適正に処理すること。 5. 出納事務について 小切手本券に会計名「富江病院事業会計」の記載がなかった。適正に処理すること。	1. 未収金について 今後とも、未収金の回収・新規発生の防止に努めます。 2. 支出事務について 証拠書類のチェックを担当者以外の複数人で行い強化し、財務規程に基づき適正な処理に努めます。 3. 医薬品について 商品評価損の品目を確認し、計上いたします。 4. 契約事務について 施行同等の適正な調書の作成を徹底し、スタッフには契約事務研修の受講を促し、事務職員のスキルアップを図ります。さらに、日付誤りやその他不備がないようにチェック体制も強化し、財務規程に基づき、適正な処理に努めます。 5. 出納事務について 適正に処理しております。

平成29年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金は前年度と比較すると減少している。 過年度未収金は努力されているが、引き続き、新規発生の未収金の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど、未収金の減少を図ることに努めること。 2. 契約事務について 予定価格調書が、購入何決裁日以前の日付になっているものがあった。また、支払遅延の条項がない契約があった。 適正に処理すること。 3. 出納事務について 小切手本券に会計名「上五島病院事業会計」の記載がなかった。 適正に処理すること。	1. 未収金について 今後とも、新規発生の防止や回収に取り組み、未収金の減少に努めます。 2. 契約事務について 予定価格調書の日付については、適宜修正し適切に処理しました。 支払遅延の条項については、次年度以降記載するよう準備をすすめておきます。 3. 出納事務について 監査による指摘以降、小切手本券に「上五島病院事業会計」を記載することとし適切に処理しております。

平成29年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 契約事務について 収入印紙の貼付がない契約や、支払遅延の条項がない契約があった。 適正に処理すること。 2. 出納事務について 小切手本券に会計名「有川医療センター病院事業会計」の記載がなかった。 適正に処理すること。	1. 契約関係について 指摘後、適正に処理しています。 2. 出納事務について 指摘後、適正に処理しています。

平成29年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所所有川医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度と同額である。 未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、家庭訪問などにより未収金の減少を図ること。 2. 契約事務について 年間の契約額が100万円を超えているにもかかわらず、予定価格調書が作成されていないもの、予定価格調書の日付が見積書提出日以後の日付になっているもの、見積執行通知書がなかったもの、固定資産の購入において、売買契約締結日が落札決定の日から7日以内になっていないものがあった。また、支払遅延の条項がない契約があった。 適正に処理すること。	1. 未収金について 今後も、新規発生の抑制に努めるとともに、家庭訪問・文書による催促等で回収を促していきます。 2. 契約関係について 購入や見積書等は徹底した確認を行い、適正な処理を致します。 委託契約についても、日付、期間の整合性を不備なく処理を行います。 今後も、財務規程に基づき、適正な処理を行います。

平成29年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較すると減少している。未収金の回収については、病院一丸となって大変努力されている。今後この体制を維持され、時間外診療における医療費預かり金制度の徹底等、未収金の新規発生の抑制に努め、計画的な家庭訪問を行うなど、未収金の減少に努めること。 2. 会計処理の誤りについて 平成27年度の中対馬病院解体工事における管理委託料の処理について、本来は工事費及び設計委託料の処理と同様に27年度取得資産として計上すべきであったが、請求書の処理遅延により28年度に特別損失として処理している。 適正に処理すること。 3. 契約事務について 委託契約にかかる仕様書が、施行同時の参考書類として添付されていた。また仕様書の作成をしていないものも見受けられた。 見積執行通知書において、見積書の宛名を病院長名で記載するよう明記しているにも関わらず、病院名宛とされている見積書をそのまま受領しているケースが散見された。 契約書について、契約同様に添付されていた契約書案に記載のない条文が正式な契約書に記載されているもの、遅延利息の条項がないもの、収入印紙の貼付がないものなどが見受けられた。また、契約書の条文を削除する際の方法が不適切である。 納期限を過ぎて納品された医療機器があった。また、納期限の変更契約の締結について、納期延長申込書の提出がなされていない。 事後審査型一般競争入札において、落札候補者は落札決定の翌日から起算して3日以内に資格審査申請書を提出しなければならぬが、期限を超過していた。 適正に処理すること。	1. 未収金について 今後とも、引き続き新規発生の抑制及び計画的な回収に努め、未収金の減少に努力いたします。 2. 会計処理の誤りについて 今後は、確認体制を強化し、財務規程等に基づき、適正に処理を行います。 3. 契約事務について 契約事務を適正に処理するため、長崎県市町村振興協会主催の契約事務研修（基礎編・応用編）に担当係長及び同基礎編に貸借担当主任主事が参加しました。また今後は、上対馬病院と合同で勉強会を開催する等の措置を講じ、確認体制を強化し財務規程等に基づき、適正に処理を行います。

平成29年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. (別紙「指摘事項」を転記) ○未収金について 平成27年度まで過年度未収金が発生していなかったが、平成28年度は過年度未収金が発生している。新規発生の抑制に努め、回収に努めること。 ○契約事務について 予定価格算出において、根拠なく割引率を掛けているものがあった。契約書について、遅延利息の条項がないものや適用利率が誤っているものがあった。また、追認条項が記載されたものが見受けられた。個人情報特記事項について、本部が示した洋式を使用していないため、罰則の規定などが明記されていないものがあった。見積決定日から7日を超えて契約締結しているものがあった。適正に処理すること。 ○出納事務について 小切手本券に会計名「上対馬病院事業会計」の記載がなかった。適正に処理すること。	1. (措置状況を記入) ○未収金について 平成28年度発生分について、身寄りのない患者で救急搬送で来院。その時点で意識が無い状態で、その後死亡退院になり未収金が発生したという事案でありました。今後、未収金が発生しないように努めます。 ○契約事務について 適正な処理を行うよう努めます。 ○出納事務について 適正に処理しております。

平成29年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県立岐病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して増加している。 今後とも、引き続き新規発生の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど、未収金の減少に努めること。 2. 契約事務について 物品購入にかかる契約について、検収調書に記載されている検査年月日と実際の検査日が一致していないものがあった。 修繕工事の見積書の日付が請書の日付より後になっていた。 委託契約において、予定価格が予算額を上回るものがあった。 適正に処理すること 3. 出納事務について 小切手振出済通知書について、渡し先氏名を金融機関名とすべきところが病院の企業出納員名となっていた。 現金受取、銀行振込に関わらず、小切手の支払先が一律で企業出納員宛となっていた。 適正に処理すること。	1. 未収金について 今後未収金の回収を進めるとともに新規発生の抑制に努めます。 2. 契約関係について 契約関係書類の不備については修正しました。今後は、財務規程に基づき適正な処理を行うとともにチェック体制の強化に努めます。 3. 出納事務について 小切手振出済通知書及び小切手の記載方法を改めました。